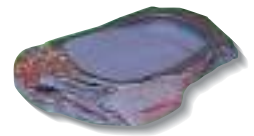




広報

2018 December No.347

# みはら



土佐硯の里



## 第2回 総社祭

### 村税納付

#### 期限のおしらせ

- 固定資産税 3期 及び 国保税 6期  
平成30年12月25日まで
- 国保税 7期 及び 村県民税 4期  
平成31年1月31日まで  
よろしくお願ひします。

# 12

人口と世帯数 | 総人口：1,550人 | 男：756人 | 女：794人 | 世帯数：769世帯

(平成30年10月31日現在)

# 議会だより

平成30年12月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

## 9月定例会

- 村長行政報告 ..... ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ..... ①～②ページ
- 9月定例会議案審議 ..... ②～④ページ
- 第7回臨時会 議案審議 ..... ④ページ
- 9月定例会議案の賛否一覧 ..... ⑤ページ
- 常任委員会の動き ..... ⑥ページ

### 村長行政報告

中学生海外派遣事業について、中学校3年生6名オーストラリア海外派遣研修が、8月20日から27日にかけて行われ、全員元気な姿で研修を終えました。次に9月3日から7日にかけて高知県立大5名の学生が、小中学校で学習支援事業を経験しており、三原村の小中学生にとつては、今後の進路面などで大いに参考になることだと思います。

農泊推進事業については、三原村農泊推進事業協議会、作業部会を立ち上げ、施設の内容や利用者のターゲットなどについて協議を重ねているところです。またハード面についてはそれぞれの設計委託業務を8月20日までに、契約を締結し取り掛かっています。

### 一般質問



質問 武内茂充  
集落活動センター事業  
について

三原村では平成25年に推進協議会を立ち上げ現在に至っている。全村民が会員という位置付けになつているにも関わらずいまだに良く分からないと言う声を聞く。成功する為には事業の目的を共有する事は大切だと考える。改めて集落活動センター事業を立ち上げた目的を伺う。

答弁 田野村長

現在の組織では対応が難しくなつた地域課題解決に取り組む組織として、平成26年3月に開所した。村内13集落が連携を図りながら生活、福祉、産業、防災などの

活動について地域の課題やニーズに総合的に取り組むことで活性化につなげ、元気な三原村を維持する取り組みを進める事を目標としている。

質問 武内茂充

設立より5年が経過している。事業の趣旨からすると後5年内ではある程度の形を完成させる必要がある。どのような形をやまびこの社員と執行部とで共有しているのか伺う

答弁 田野村長

今後益々進んでいく少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足、買物や移動手段など生活面の不安、農林業を担う人材不足等、様々な課題に直面しているなか、集落への愛着や誇りを感じながら三原村に住み続けていきたいと思えるよう、地域が抱えている課題やニーズを解決出来る手段を、各部会中心となり取り組むことで、集落機能を支える組織を目指す。

## 質問 武内茂充

やまびこが実施している事業が、村が行うべき事業、他の補助事業と混同されているのではないか、又目的に向かつて有効に運用されていないのではないか疑問を感じる所がある。評価を伺う。

## 答弁 田野村長

実施している事業として平成28年にやまびこカフェを、平成29年にはコインランドリーを、同じく平成29年にシントウハウス栽培など地域のニーズや活力に繋がる取り組みを進めている。平成30年度からは、より信頼度の高い組織となるよう、一般社団法人三原村集落活動センターやまびことして設立している。引き続き地域の課題やニーズに応じて、様々な事業に取り組みながら各部会を中心に活発な活動を進めていこうと評価している。一方、やまびこの取り組みについて十分理解しきれていないとい

う課題もあると思う。多くの方に知ってもらいたい村民の皆さんを巻き込んだ活動になるよう指導していきたいと考えている。

## 質問 武内茂充

この事業は住民主導で進めてもらう位置付けをされている。しかし現状は行政機関が必要以上に関わりすぎており住民主導の原則が薄れているのではと危惧する。所見を伺う。

## 答弁 田野村長

村として集落支援員や地域おこし協力隊の導入に取り組んできた。事業の推進は総会で決定した事業に添って企画調整部会を中心に6部会長が調整を図り、事業の実施や課題、ニーズについて取り組んでいて村としては要請により諮問機関、支援チームとして参加させて頂いている。今後現在の体制を継続し専門家のアドバイスを頂きながら集活センター機能の充実を図っていききたいと考えてい

## 議案審議

平成29年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定

質問 嶋田一二三

について

毎年不納欠損が出ているが、審査意見書にはよれば不納欠損事由に該当すると認められると書かれているがその理由は、時効の中断とかの手続きを踏んでおれば不納欠損処分をしなくても良いのではないか。

答弁 岩井代表監査

29年度分から全員徴収という形を取り、徴収対策には力を入れている。実績も上がっているように思う。5年の時効は税法に基づく最終的な処分であり、監査のほうとしてもやむを得ないと言う判断で、適正であると決断した。

質疑 武内茂充

平成29年度決算説明資料の中で「平成29年度の主要

事業実績、事務の成果」とあるが、事務の実績というのは事細かく報告をされているが、成果というのがほとんどされていない。ある程度の主要事業に関しては、執行した後どうであったかというような報告、成果というものが必要ではないか。来年度の決算書には採用してはどうか。

答弁 武内総務課長

指摘のとおり予算説明になっております。事業によりますが、成果を書ける部分は来年度から載せたいと思う。

質疑 武内茂充

顧問弁護士との報酬費は38万3千8百円で28年度と同じだがどういう形で一緒になったのか。

答弁 武内総務課長

年間で契約をしております。訴訟等がありませんでしたので契約内容の費用だけです。

質疑 武内茂充

農業構造改善センター運

営費の5百21万7千円が予算より減額になっている、その理由は。

答弁 大塚農林業建設課長

農構センターの清掃で当初月曜日から金曜日の半日雇う内容で積算していたが、毎日が必要ないと言う判断で、月水金の週3回に変更したための減額です。

質疑 武内茂充

三原村のホームページで移住者を募集する中で、公社のユズ畑の問題が、一人歩きしていた。その事に対しての村長の見解を伺う。

答弁 田野村長

ホームページの確認をしっかりとしていなかった事、農業公社との話もしていなかったという事でお詫びさせていただきたいと思

質疑 新谷和幸

29年度の未集金の合計は1千2百万円弱で、前年度に比べれば77万3千円余り減っていますが、使用料及び手数料の分は毎年増えて

います。執行部はどのような手立てをしているのか。詳細についての説明を求めらる。

**答弁 大塚農林業建設課長**

ご指摘の通り年々増額をしております。これまで訪問徴収、交渉も行ってまいりましたが、成果の方が上がりず滞納額が増加して行く結果となっている。それぞれの方に収納計画を提示し、確約書を取って納入していただくよう交渉して行く。また簡易水道使用料の滞納は、段階的に給水停止の処理を行って、滞納整理を図って行く。

平成29年度三原村簡易水道

特別会計決算の

認定について

監査委員からの指摘もあり長期滞納者に対して条例通り60日以上滞納しているものに対し給水停止を執行すべきではないか。

**答弁 田野村長**

条例通りしつかりと処理をする。

平成30年度三原村

一般会計歳入歳出

補正予算

提案理由の説明 田野村長

農業振興費で、ユズ産地化推進事業補助金3百50万円、観光振興費で基本構想等作成支援事業委託料3百99万3千円、体験型観光資源強化事業91万8千円を計上した。

質疑 武内 茂充

ユズ産地化推進事業3百50万円について、新商品開発、販路開拓、栽培管理者の雇用という事業説明ですが、農業公社に対して、相当額の補助金貸付金を認めているが、32年度から黒字化し借金返済計画ですが、こういう事をやる事によって、収入が今年、来年あがらないまま将来の先行投資といった事で村が補助金を出す年度が延びてくると推測しております。それを踏まえて、予算査定を行ったか。

**答弁 田野村長**

公社の人材育成、販路拡大等見据えて予算化した。32年度黒字化は、少し伸び

るかも分かりませないので、その辺はご了承頂きたい。



現地視察(ユズ搾汁工場とユズ農園)



質疑 武内茂充

ヒメノボタンの里管理運営計画策定業務委託料について、複数年度計画で施設整備構想もあると思います。腹案があれば伺いたい。

**答弁 阿部地域振興課長**

ビジョン策定については、関係機関、アドバイザーを使って構想を練っていく。休憩所、トイレの整備自足的な運営体制、人材育成等を考えている。

質疑 田村清廣

森林山村多面的機能発揮対策事業について、この事業は、植林の中の雑木、竹等の撤去という事ですが、実績評価はどういう査定をしているのか。

**答弁 大塚農林業建設課長**

職員が現地確認を行い実績報告と写真添付で査定している。

修正動議 武内茂充

体験型観光資源強化事業需要費30万2千円及び備品購入費61万6千円、合計91万8千円を削除する。

趣旨説明 武内茂充

この予算は31年度オープンの向けて進めている農泊事業の運営メニューに計画しようとしている川遊びに使用してもらう、ライフジャケット、ウエットスーツ、グローブ、水中眼鏡、シュノーケル、魚釣り網、ボート、空気入れ、サップ、サップ用空気入れ、自転車、を購入しようとしている予算案です。川遊びメニュー自体を現時点で肯定するつもりも、否定するつもりもありません。本会議初日、9月6日の村長の行政報告の中で、交流施設の協議等については、農泊推進協議会等で、施設の内容や利用者ターゲットなどについて協議中又本年度6月定例会での同僚議員の一般質問の答弁で村長は、運営母体は現在法人化団体を中心に検討中で、12月議会に提案するという趣旨の答弁もしています。確かに川遊びメニューは農泊推進協議会で協議もされ、案として提出もされ採用の方向で進んで

いるかもしれませんが。あくまで案であつて決定事項ではありません。

案の段階でのその事業に使用する消耗品又備品の購入予算の上限は私には理解できません。9月7日の議案精査の場で担当課長は、

31年度オープンに間に合わせたいとの趣旨の答弁もありました。又県の補助金のあるうちにという思いも理解出来ないことはないが、

次元が違います。村長が12月議会に運営母体を提案するということなので、運営

母体が決定した後、その団体と協議をしながら臨時議会を開いてこういつた予算

案は提案するというのが行政の正常な手続きだという

ふうに私は思います。またこの案件を今回承認する

と、今後同様の案件が各課に於いて協議中の段階での

予算上限を容認する悪しき前例になります。そういう

理由をもって削除の提案とする。

### 質疑 田村清廣

執行部説明では、既存事業での補強材として予算化したとの説明だったと思うが、既存の体験観光についての考えは。

### 答弁 武内茂充

補足説明は既存という言葉

葉もありましたが、我々議会は、9月6日に提案を受け

十分精査をしてきており、農泊事業に使うという

事でした。会期中に説明がころころ変わるとい

のはいいかかなものかなと思います

### 反対討論 浅井大徳

現在行われている清流まつりや村内体験ツアー等に

使えるよう、体験型を基にした予算であると精査しま

した。来年2月からは、体験型観光をメインテーマとし

て県も取り組むという観点から必要だと思

い削除案に賛成する。

### 賛成討論 増井三郎

9月7日の説明では、農泊という事を感じました。

本会議の直前に修正しますというのは納得できない。

運営母体が決まってる。議会は執行に対してチエツクする義務があります。村民と議会、執行部との共有

が出来てないという事、農泊準備部品を買うという事

に対して共有が出来てないと思

い、削除案に賛成する。

### 反対討論 田村清廣

県はじめ幡多郡は広域観光事業に取り組んでおり、

人口減の中で、自然の中で、村内で体験をしていただ

き、長時間三原で過ごしてもら

う、テーマ作りが必要であることを思い削除案に

反対する。

### 賛成討論 新谷和幸

7日の精査時点では、農泊中心の備品購入の説明を

受けたと思う。今後使う部署、使う管理

者とか、計画は一切示されておりませ

ん。とりあえず買おうという事ですので、

削除案に賛成する。

### 反対討論 嶋田一二三

本村では昨年より集落を元気にする取り組みをして

村民に広く周知し、観光資源活用ワークショップなど

を行っており、その中で、ヒメノボタンの里巡り、宮ノ

川巨木巡り、川遊び体験等村民の声が反映され、人

を呼び込むための施策として体験する備品等は必要である

と考えます。集落により村の活性化を目指す取り組み

として削除案に反対する。

### 賛成討論 大倉民雄

村には観光施設はないと思

っている。あるとすれば自然であつて、提案された

備品等購入することで、体験等の観光が出来るとい

う意見を多く聞いており、削除案に反対する。

### 三原村固定資産審査委員会委員の選任について

住所 三原村宮ノ川

1442番地

氏名 小神田 肇

(昭和23年1月15日生)

全会一致可決

## 議案審議

平成30年度

第7回臨時会(10月29日)

平成30年度三原村一般会計

歳入歳出補正予算

提案理由の説明

公民館新築の木材関係を主に歳入歳出それぞれ1千7百88万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2千9百48万2千円とする。



# 平成30年 第6回定例会(9月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
平成29年度三原村一般会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額2,350,837,944円、歳出総額2,254,653,484円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額299,908,374円、歳出総額287,387,642円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村国民健康保険診療書特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額42,362,669円、歳出総額42,362,669円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額246,466,479円、歳出総額236,210,450円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額57,303,165円、歳出総額57,303,165円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額43,408,236円、歳出総額43,408,236円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額34,000円、歳出総額34,000円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額30,215,396円、歳出総額29,723,996円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成29年度三原村電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について (歳入総額49,906,925円、歳出総額49,906,925円)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて(修正動議) (41,148千円の増額)		○	×	×	○	×	○	×	—	否
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (42,066千円の増額)		×	○	○	×	○	×	○	—	可
平成30年度三原村国民健康保険歳入歳出補正予算を定めることについて (12,815千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (9,581千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (10,349千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
平成30年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,835千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可
三原村固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	—	可

# 平成30年 第7回臨時会(10月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	武内	大倉	増井	田村	宮地	可否
平成30年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (17,881千円の増額)		○	○	○	○	○	○	○	—	可

# 常任委員会の動き (12月)

## 総務常任委員会

07月30日 ◎小中学校及び給食センターの施設整備等について

◎公民館新築に伴う村産材利用について

◎三原村ユズ産地化事業(【農業公社経営健全化事業】)について

◎平成30年度市町村議会議員研修会後の意見交換

09月03日 ◎9月議会対応について

10月03日 ◎中央公民館の進捗状況について

◎宿毛市・大月町・三原村議会議員研修について

現地視察時の資料説明(ユズ選果場・ユズ農園)

◎三原村議会議員研修について

10月11日 ◎中央公民館建築について

◎中山間直接支払い制度について

◎農泊推進事業の進捗状況について

◎三原村議会議員研修の研修内容について

※研修3日目の国の役人との意見交換会の質問内容について

10月22日 ◎三原村議会議員研修の研修

内容について

## 議会運営委員会

09月03日 ◎9月議会対応で日程等調整。

## 広報委員会

10月02日 ◎9月定例会等の広報編集。

# 決算のまとめ

(単位：円)

区 分	30年度への繰越事業費繰越財源	実質収支額	左のうち基金に繰入れる額	30年度へ繰越して使用できる額
一般会計	49,562,000	46,622,460	24,000,000	22,622,460
特別会計	国民健康保険	12,520,732		12,520,732
	診療所	0		0
	介護保険	10,256,029		10,256,029
	簡易水道	0		0
	農業集落排水	0		0
	土地取得	0		0
	後期高齢者	491,400		491,400
	電気事業	0		0
合計	49,562,000	69,890,621	24,000,000	45,890,621

## 平成29年度末 収入未済額の一覧表

(単位：円)

項 目	滞納繰越額	今年新たに増えた滞納額	欠損処分額	実質滞納額	対前年度比較		
					28年度末	増 減 額	
村 税	個人村民税	680,379	372,184	271,159	781,404	1,728,798	△ 947,394
	法人村民税	50,000	0	0	50,000	50,000	0
	固定資産税	1,784,363	885,850	224,183	2,446,030	3,205,941	△ 759,911
	軽自動車税	847,873	311,100	142,800	1,016,173	1,037,748	△ 21,575
	国保税(医療分)	329,410	456,870	181,792	604,488	1,133,014	△ 528,526
	国保税(介護納付金分)	42,458	42,411	33,112	51,757	144,259	△ 92,502
	国保税(後期高齢者分)	186,177	257,219	115,586	327,810	640,672	△ 312,862
	村 税 の 計	3,920,660	2,325,634	968,632	5,277,662	7,940,432	△ 2,662,770
負担金	学校給食費	300,249	137,700	0	437,949	453,939	△ 15,990
使用料	住宅使用料	4,070,836	1,096,700	0	5,167,536	4,195,978	971,558
	体育施設使用料	7,400	0	0	7,400	7,400	0
	計	4,078,236	1,096,700	0	5,174,936	4,203,378	971,558
財産収入	土地貸付収入(過年度分)	1,989,500	0	0	1,989,500	1,989,500	0
	建物貸付収入(過年度分)	40,000	0	0	40,000	40,000	0
	計	2,029,500	0	0	2,029,500	2,029,500	0
雑収入	国保(一般被保険者等第三者納付金)	0	0	0	0	48,986	△ 48,986
簡水	水道使用料	4,629,277	635,731	0	5,265,008	4,858,732	406,276
農集	集落排水処理施設使用料	213,033	50,656	0	263,689	303,562	△ 39,873
介護	保険料	1,306,449	239,500	32,000	1,513,949	1,563,349	△ 49,400
	督促手数料	26,400	5,000	600	30,800	30,100	700
	計	1,332,849	244,500	32,600	1,544,749	1,593,449	△ 48,700
後期高齢	保険料	24,000	64,300	0	88,300	65,000	23,300
	督促手数料	400	800	0	1,200	1,100	100
	計	24,400	65,100	0	89,500	66,100	23,400
合計	16,528,204	4,556,021	1,001,232	20,082,993	21,498,078	△ 1,415,085	



# 平成29年度会計別

区 分	収 入 済 額		支 出 済 額		
	金 額	収入率(%)	金 額	執行率(%)	
一 般 会 計	2,350,837,944	84.6	2,254,653,484	81.1	
特別会計	国民健康保険	299,908,374	94.6	287,387,642	90.7
	診 療 所	42,362,669	92.5	42,362,669	92.5
	介 護 保 険	246,466,479	97.2	236,210,450	93.2
	簡 易 水 道	57,303,165	96.7	57,303,165	96.7
	農業集落排水	43,408,236	93.2	43,408,236	93.2
	土 地 取 得	34,000	34.0	34,000	34.0
	後期高齢者	30,215,396	94.2	29,723,996	92.7
	電 気 事 業	49,906,925	98.4	49,906,925	98.4
合 計	3,120,443,188	87.0	3,000,990,567	83.7	

## 村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります

(単位：千円)

	基 金 名		定 額 運 用 基 金	基 金 名	
	金 額	金 額		金 額	金 額
積 立 基 金	1. 財政調整基金			1. 土地開発基金	35,424
	普通会計	1,191,948		2. 奨学資金貸与基金	10,000
	国保特別会計	3,958		3. 高額療養費貸付基金	1,000
	診療所特別会計	53,714		4. 農産物価格安定基金等	9,136
	小 計	1,249,620		5. 生活排水浄化推進基金	15,000
	2. 減債基金	261,469		小 計	70,560
	3. 特定目的基金				
	むらおこし基金	382,240			
	地域開発基金	115,812			
	地域福祉基金等	133,142			
	小 計	631,194			
	4. その他基金	170,714		合 計	2,383,557

## 最低賃金改正のお知らせ

●高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月5日から施行することとしました。

この決定により、10月5日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間 762円以上としなければなりません。

◎最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局(賃金室) TEL 088-885-6024 または 各労働基準監督署へ

株式会社高知新聞企業主催  
第61回 金婚夫婦祝福式典



新谷 勝之・茂美 夫婦



宮村 勝文・希代香 夫婦

平成30年10月9日 人権花植え



平成30年10月26日 秋のおもてなし一斉清掃

お忙しい中、たくさんの方々に参加いただき、ありがとうございました。



平成30年10月29日 **ハロウィンパレード**



平成30年11月7日 **保・小・中合同発表会**



## 平成30年11月11日 第2回 総社祭

五社神社及び星ヶ丘ふれあい広場にて、第2回総社祭が開催されました。

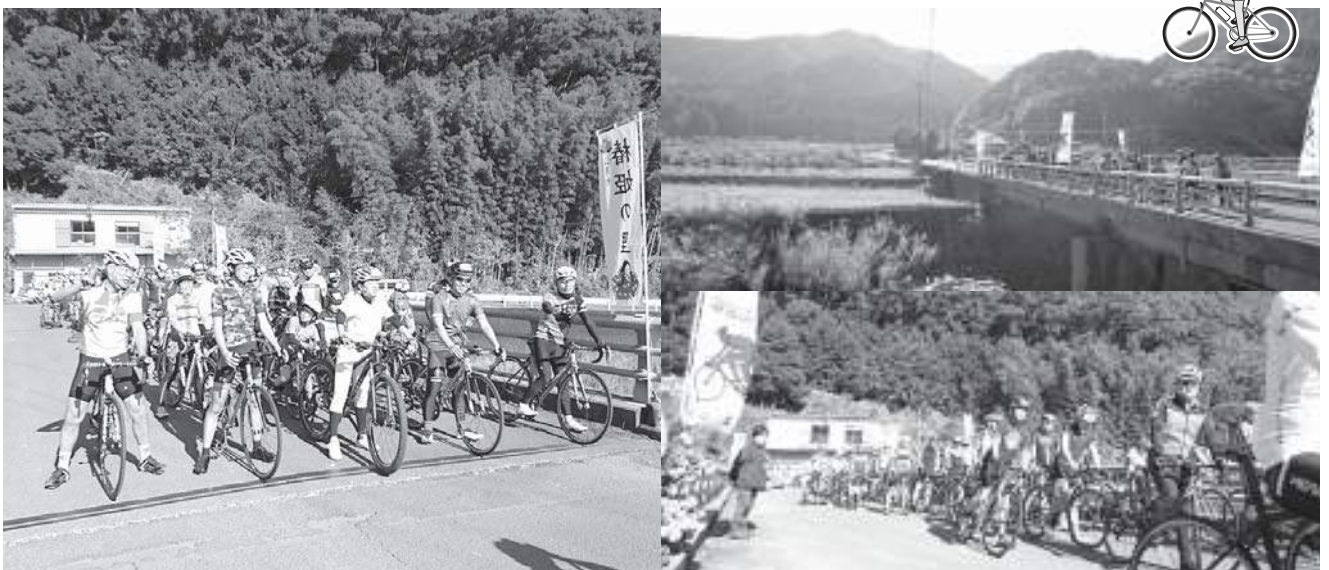
午前には村内9地区から神輿が集まり、ふれあい広場から五社神社まで練り歩きが行われた他、幡多農業高校馬術部による「あげ馬」も披露されました。

午後には五社神社境内において、村内3地区の他、袖ノ木地区小学生と県立大生の合同による太刀踊りが披露されました。

また、農業公社敷地内において食のふるさと市も開催されるなど、多くの人で賑わいました。



## 平成30年11月11日 イマノヤマヒルクライム



## 国際交流員の

\*\*\*\*\*

# トーマス・キャノンです!

vol.2

皆さん、こんにちは。

もう11月ですね。僕が住んでいたミネアポリス市は、今頃の季節になると1日の平均気温が0℃を下回ります。それに比べ、三原村の秋は思っていたよりも暖かく、あまり冬が近づいているという感覚がありません。

また、秋といえば紅葉の季節ですね。三原村の山々が紅く色付くのを楽しみにしています。

さて、僕が三原村にやって来て三ヶ月が経ちました。時が経つのは早いと思います。こちらでの生活にもだんだん慣れてきて、知り合いも増え、三原村の行事やお祭りに誘ってもらい、プライベートでも色々と経験し、新しいことに挑戦することができました。その中でも特に印象に残っているのが、小・中学校の運動会と皆尾と柚ノ木のお祭りです。

日本人の皆さんにとって、運動会は子どもの頃から当たり前に行ってきた行事ではないかと思います。しかし、僕が生まれたアメリカには運動会という行事はなく、日本に留学した時にも参加するチャンスがなかったので、今年の小・中学校の運動会が生まれて初めて参加する運動会です。オリジナリティー溢れる競技はどれも面白く、皆が一生懸命チームで協力して競い合う姿にとっても感動しました。

教育長に誘われて参加した皆尾のお祭りでは、お神輿と、餅投げを初体験しました。

お神輿は、他の担ぎ手の人より僕の身長が低かったため、僕は肩に担ぐことが出来ず、腕で支えて担いだのでとても疲れしました。途中で放り出すわけにもいかず、高さを皆にあわせるのにとっても苦労しました。餅投げは、皆尾で拾う方を、柚ノ木で投げる方を体験しましたが、皆尾で餅を拾った時に勢いよく飛んでくる餅がとても怖かったので、僕が柚ノ木で投げる時は、拾う人が怖くないように少ない量を優しく投げました。この餅投げの経験は、11月のどぶろく農林文化祭の餅投げに活かされたと思います。

どぶろくにも初挑戦しましたが、普段飲み慣れていないせいか、どぶろくの中に残るつぶつぶしたお米の食感が苦手で、あまり飲むことが出来ずとても残念でしたが、甘い風味が広がるどぶろくの味はとても気に入りました。

そして、柚ノ木のお祭りには太刀踊りの踊り子として参加させてもらい、たった二ヶ月の練習でちゃんと踊れるか心配でしたが、柚ノ木の皆さんのお陰で一番から最後まで踊りきることができました。

お祭りの日は、神社で地域の人達と一緒に食事をし、日本語と英語を交えながら色々な話ができ、神社のことや三原村のことについて知ることができて嬉しかったです。

今までの私の日本での体験は、全て他所から来たお客としての体験ばかりでした。千葉に留学していた時も、四ヶ月という短い期間だった事もあり、その地域の一員というよりはお客としての観点ですべてを見ていたように思います。しかし、三原村での体験はその地域の一員として、三原村の住民として、日々新しい知識や経験を重ねることができ、ここでの毎日を凄く楽しんでいます。これから、もっともっと三原村について知りたいと思うと同時に、三原村の皆さんに僕のことやアメリカの文化について知ってもらい、お互いの交流を深めていけたらと思いました。



# 火災 救急は119



～忘れてない？ 財布にスマホに 火の確認～



11月9日から15日までの7日間火災予防週間でした。  
それに伴い11月9日に秋の火災予防パレードを村内で行いました。



毎年12月から1月にかけて餅による窒息事故が増えてきます。  
特に高齢者（65歳以上）が多く、約9割を占めています。

## 餅による事故を防ぐポイント

- ①餅は小さく切って、食べやすい大きさにしましょう。
- ②急いで飲み込まず、ゆっくりと噛んでから飲み込みましょう。
- ③乳幼児や高齢者と一緒に食事をする際は、適時食事の様子を見るなど注意を払うよう心がけましょう。
- ④いざという時に備え、応急手当の方法をよく理解しておきましょう。

## 応急手当の手順

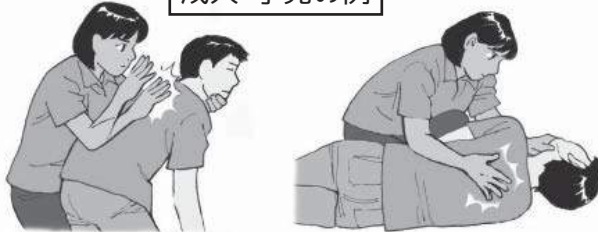
呼びかけて反応があれば・・・

1. まず咳をすることが可能であれば、できる限り咳をさせます。
2. 咳もできずに窒息しているときは、年齢・性別に関係なく実施可能な背部叩打法(はいぶこうだほう)を行います。

## 背部叩打法の実施手順

1. 食べ物を詰まらせた人(以下「傷病者」といいます。)が立っているか座っている場合は、やや後方から片手で傷病者の胸もしくは下あごを支えて、うつむかせます。  
傷病者が倒れている場合は、傷病者を手前に引き起こして横向きにし、自分の足で傷病者の胸を支えます。  
片手で傷病者の顔を支えます。
2. もう片方の手のひらの付け根で、傷病者の肩甲骨と肩甲骨の間を強く4～5回、迅速に叩きます。
3. 異物が取れるか、反応がなくなるまで続けます。  
呼びかけに反応がない場合や反応がなくなった場合は、救急車を呼びただちに心肺蘇生を開始して下さい。

成人・小児の例



乳児の例



- 寝室**  
寝室には必ず設置します。(来客が就寝する部屋は除きます。)
- 階段**  
寝室が2階以上にある場合、階段にも設置します。
- 台所(任意設置)**  
火災予防条例では設置義務はありませんが、設置をおすすめします。  
台所には「熱式」の感知器をおすすめします。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先 幡多西部消防組合三原分署 予防係 TEL 0880-46-2629

# 宿毛警察署からのお知らせ

警備課

## 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



### ◇ 北朝鮮による拉致問題とは ◇

昭和45年(1970年)ころから昭和55年(1980年)ころにかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17名が政府によって拉致被害者として認定されています。

### ◇ 北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案 ◇

上記以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人が883名存在しているとして、関係機関との連携や捜査を推し進め、真相究明に努めています。

このうち、高知県関係者として、鎌倉<sup>かまくら</sup> 司<sup>まもる</sup>さん、亀谷<sup>かめたに</sup> 博昭<sup>ひろあき</sup>さん、永本<sup>ながもと</sup> 憲子<sup>のりこ</sup>さん、別役<sup>べつちやく</sup> 佳子<sup>けいこ</sup>さんの4名が家族等の同意を得て、警察庁や県警ホームページに掲載されています。

### あなたにもできること

家族を、人生を奪い去った北朝鮮による拉致。ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。

それが、もしも自分だったら、自分の家族だったら。

拉致問題という問題があり、いまだに解決していないことを知ってください。拉致問題に関心を持ってください。

それが、この問題の解決のために、とても大切な一歩となるのです。

## 冬の道路の通行は、出発前の準備をしっかりと！

四国の道路も、冬期は積雪や凍結によりスリップ事故や車の立ち往生が発生し、重大な事故・渋滞につながる場合があります。

お出かけ前の情報収集と冬用タイヤやチェーンの準備をお願いします。

▼四国の道路情報はこちらから(「四国道路情報」で検索)

・パソコンから

<https://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>

・携帯電話、スマホから



■問い合わせ

道の相談室(24時間対応) TEL 087-811-8460

国土交通省 四国地方整備局 道路部道路管理課 TEL 087-851-8061(代表)



# 介護保険制度について

介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう。

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年(平成12年)に創設されました。現在では632万人の方が利用し、介護を必要とする高齢者やその家族を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、ご自身の親が高齢となり介護が必要となる状態になる可能性が高まる時期であり、また老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、保険料をご負担いただいています。

## 介護保険の加入者（被保険者）

介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられます。第1号被保険者は、要介護認定又は要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができ、第2号被保険者は加齢に伴う疾病(特定疾病※)が原因で要介護(要支援)認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方(第1号被保険者)	40歳から64歳の方(第2号被保険者)
対象者	65歳以上の方 	40歳以上 65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者(40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります。) 
受給要件	・要介護状態・要支援状態	・要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病※)による場合に限定。
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収(原則、年金からの天引き) ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収(健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40歳になった月から徴収開始

### ※特定疾病とは

1 がん(末期)	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靭帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊椎小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



## 運営主体（保険者）と財政

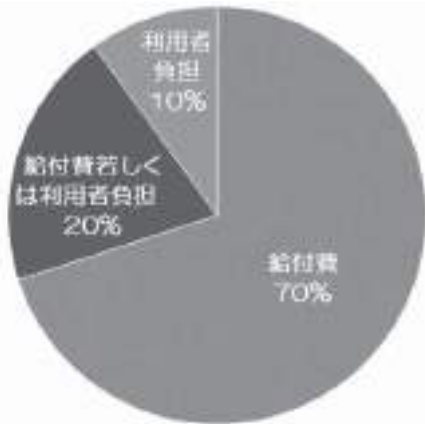
介護保険の保険者とは、市町村や特別区になります。

介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。

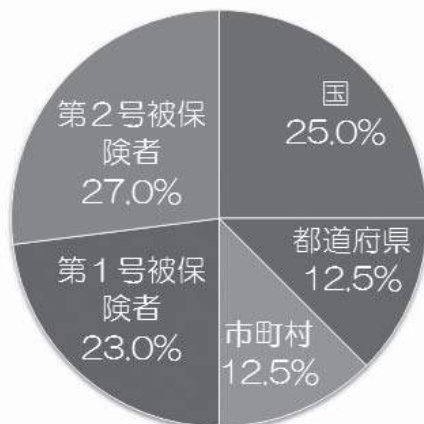
介護サービスを利用した場合、介護サービス費用が発生します。

介護サービス費の利用者負担額は1～3割負担(原則1割ですが、所得状況により、2割～3割負担となる方もいます。)となっており、残りの7～9割を保険者が公費5割及び保険料5割で給付し運営しています。※ 食事代や居室等にかかる料金は利用者負担となります。

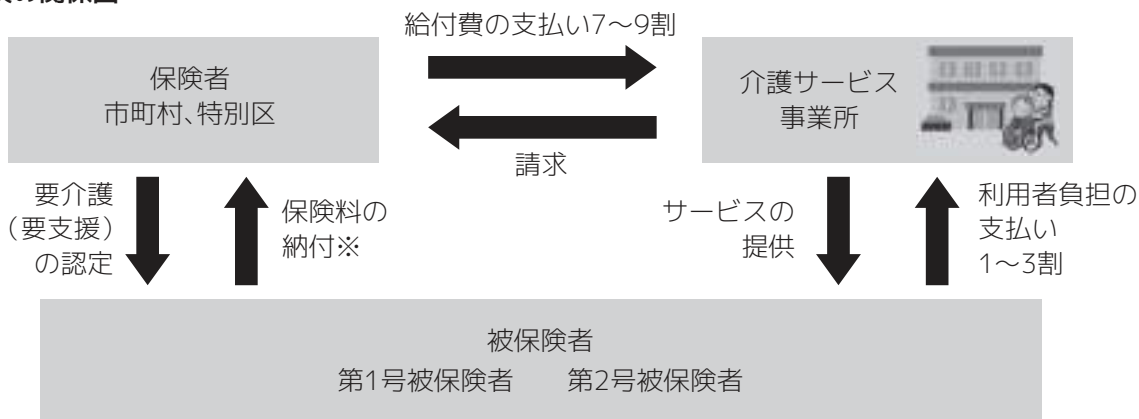
### ○介護サービス費の構成



### ○給付費の構成



### ○介護保険の関係図



## ※ 保険料について

### 第1号被保険者の保険料

特別徴収（年金からの天引き）が原則であり、老齢等年金給付を一定金額（年間18万円）以上受給している方は年金から天引きを行います。

※一定金額以上でも年度途中から65歳になった場合や、転入した場合など特別徴収ができない場合があります。

普通徴収（納付書での納付）となっている場合は、直接市町村へ保険料を納付します。

### 第2号被保険者の保険料

・健康保険に加入している場合

健康保険に加入する第2号被保険者が負担する介護保険料は、健康保険の保険料と一体的に徴収され、医療保険料と同様に、原則、被保険者と事業主で1/2ずつ負担します。

・国民健康保険に加入している場合

国民健康保険に加入している第2号被保険者が負担する介護保険料については、国民健康保険の保険税と一体的に徴収されます。

第2号被保険者の介護保険料は徴収された後、社会保険診療報酬支払基金へ一度集められ、各保険者へ交付されます。

今回は、介護保険の利用の仕方について掲載します。

### 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなでお互いに支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

#### 国民年金のポイント

##### ☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

##### ☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

##### ☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

##### ☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

#### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。国民年金のご相談・お手続きについては、

**市区町村** または **年金事務所** までお問い合わせください。



## 出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

・開設日：平成30年12月20日(木曜日)

・開設時間：午前10:00～正午まで

・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は**完全予約制**となりますので、**必ず事前の予約**をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は三原村住民課（46-2111）までご連絡ください。

相談時に必要なもの

・年金手帳 ・写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)

・年金証書 ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)**が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

# 「佐川急便をかたるショートメッセージ(SMS)」に注意!

佐川急便を名乗って、「荷物を配達したが、不在で持ち帰る」といったショートメッセージが届き、指定されたリンク先をクリックすると、佐川急便のホームページにそっくりな不審なサイトに接続するなどの事例が全国的に急増しています。県内でも7月末頃から同様の相談が寄せられており、今後、増加する可能性がありますので、注意が必要です。

## 【事例①】

佐川急便から不在連絡のショートメッセージ(SMS)が届き、添付のURLでホームページに接続し「再配達依頼」を選択した。携帯電話番号を入力したら、認証IDを求められた。

そこに、ちょうど別のショートメッセージで認証IDが届き、それを入力したら、「キャリア決済された」というメッセージが立て続けに届いた。内容を見ると、スマートフォンメーカーからデジタルコンテンツを購入したことになっていた。どうすればいいのか知りたい。(相談者 女性)

## 【事例②】

深夜、佐川急便の名前で不在連絡のショートメッセージ(SMS)が届いた。指定箇所をタップしたら、佐川急便のロゴがついたサイトに接続した。今後、何か請求されるのではないかと心配だ。(相談者 60代 男性)

## 【アドバイス】

1. 佐川急便の名前でショートメッセージ(SMS)が届いても、そのメッセージは、開かずに削除してください。(現在、佐川急便ではSMSによる案内は行っていません。)  
※SMS内のURLをタップして表示された偽サイト内では、画面のどこをタップしても不審なアプリがダウンロードされるという情報があります。
2. 「キャリア決済された」場合は、決済を取り消しできる場合がありますので、被害を拡大させないためにも、早急に携帯電話会社及びクレジット会社に連絡してください。
3. 荷物が届くかもしれない場合は、電話帳などで調べた電話番号で営業所に確認しましょう。
4. 心配なときは、3桁の番号188(いやや)にダイヤルすれば、お近くの消費生活センターか市町村の消費生活相談窓口につながりますので、ご相談ください。

高知県立消費生活センター地域見守り情報 第116号より

※幡多広域消費生活センターでは、出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお申込みください。

## 幡多広域消費生活センター

相談受付 ・月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く)

・9:00～12:00 / 13:00～17:00

電話 0880-34-6301

FAX 0880-34-6295

〒787-0012

四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

## 幡多クリーンセンター 年末年始のゴミの直接持ち込みについて

年 末	12月28日(金曜日)	通常通り 9:00～16:30
	12月29日(土曜日)	当 日 9:00～16:00
	12月30日(日曜日)～1月3日(木曜日)	休業日のため、ゴミの受け入れは致しません
年 始	1月 4日(金曜日)	通常通り 9:00～16:30

※昼休み12:00～13:00のごみの受け入れは行っていません。 ※土日祝日は休みとなっております。

幡多クリーンセンター TEL 0880-31-2600

## 年末年始の一般家庭ゴミ収集について

村内のごみ収集の最終日は、12月28日(金)で、収集地域は、B地区です。

ごみ収集は年が明けて、1月4日(金)の収集地域はB地区から収集を行います。

収集日以外の日には、ゴミステーションにごみを出さないでください。

「ごみを出す日」は、村のカレンダーをご覧ください。

三原村住民課 TEL 46-2111



## 人権擁護委員はあなたの 身近な相談パートナーです

人権擁護委員をご存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときには法務局と連携して、救済のための適切な措置をとるとともに、人権尊重思想をご理解いただくための活動を行うことを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとは、お気軽に人権擁護委員にご相談ください。相談料は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

**あなたの街の人権擁護委員は、次の方々です。**  
津野寿雄さん 榎 恭助さん

## 「くらしの悩みごと相談所」

12月4日(火)に、高知よさこい咲都合同庁舎で「くらしの悩みごと相談所」が開催されます。同会場において、人権擁護委員が、地域住民の皆さんの様々な悩みごとの相談をお受けいたします。皆様、お気軽にお越し下さい。

記

- 1 日時 平成30年12月4日(火)  
午前10時から午後0時  
午後1時から午後4時まで  
(相談受付は午後3時30分まで)
- 2 会場 高知よさこい咲都合同庁舎  
7F会議室  
(高知市栄田町2丁目2-10)
- 3 相談担当者 弁護士資格を有する人権擁護委員  
司法書士資格を有する人権擁護委員
- 4 相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、  
家庭及び近隣関係等における法律・  
人権問題に関するあらゆる相談
- 5 その他 事前予約制です。下記お問合せ先にて  
ご予約ください。  
相談は無料で、相談内容の秘密は  
厳守します。

\*以上の記事に関するお問い合わせは  
高知地方法務局人権擁護課(Tel.088-822-3503)まで

## 世界人権宣言70周年

12月4日から10日までは人権週間です。

法務省人権擁護局及び全国人権擁護委員連合会では、本年12月4日から12月10日までを「第70回人権週間」と定め、平成30年度啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」のほか、下記の項目を強調事項に掲げ、積極的に啓発活動を展開し、人権尊重意識の普及高揚並びに人権擁護委員制度の周知に努めることとしています。

記

### 第70回人権週間強調事項

- 女性の人権を守ろう
  - 子どもの人権を守ろう
  - 高齢者の人権を守ろう
  - 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
  - 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
  - アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
  - 外国人の人権を尊重しよう
  - H1V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
  - 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
  - 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
  - インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
  - 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
  - ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
  - 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
  - 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
  - 人身取引をなくそう
  - 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
- ※お問い合わせは、最寄りの法務局又は市町村の担当窓口又は人権擁護委員まで。

## 弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談所のご案内

次の日程により、弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。特に、法律関係についてお困り、お悩みの方は、ぜひご利用ください。

- 1 開設日 平成31年1月24日(木)  
平成31年3月28日(木)
- 2 時間 午後1時00分から午後3時00分まで
- 3 開設場所 高知地方法務局四万十支局(四万十市右山五月町3番12号)
- 4 電話番号 0880(34)1600
- 5 その他 事前予約制につき、事前に電話で(または来庁の上)ご予約ください。  
相談時間一人30分以内。相談は無料、秘密は厳守します。

# 高知県小動物管理センターに收容されている 犬や猫の新しい飼い主を募集しています！！

- ◆犬や猫の性格や健康状態を十分に理解した上で、終生お世話をしていただける方をお待ちしています。
- ◆見学は随時受け付けておりますので、センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。
- ◆譲渡を希望される方は、事前に「犬・猫の飼い方講習会」を受講していただく必要があります。



## 講習会日程 (H30年度)

場所: 幡多福祉保健所 2階会議室 時間: 10:00~12:00  
12月16日(日)、1月23日(水)、3月6日(水)

- 受講希望の方は、当日10時までににお越し下さい。
- 高知市でも講習会を開催しています。詳しくは、幡多福祉保健所までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

- 高知県中村小動物管理センター 所在地: 四万十市古津賀3069-4 TEL: 0880-34-6252
- 幡多福祉保健所 所在地: 四万十市中村山手通19 TEL: 0880-34-5119

## 平成30年度 宝くじの社会貢献広報事業

宝くじの助成金による社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する平成30年度コミュニティ助成事業により、宮ノ川・上長谷の神輿が新調・修理され、今年の秋祭りに華を添えることができました。

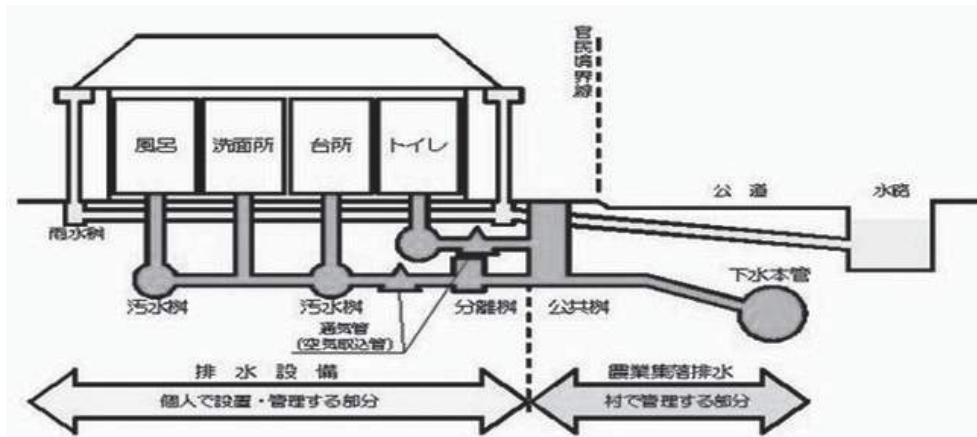


# 農業集落排水に加入しませんか。

※来栖野・柚ノ木・宮ノ川(星ヶ丘団地除く)にお住まいの方に限ります。

## ・農業集落排水とは

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ります。また、処理水の農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境への付加の少ない循環型社会の構築に貢献します。



◇加入金など、詳しい内容についてはお問い合わせください◇

(お問い合わせ先)

三原村役場 農林業建設課 農業集落排水 係 TEL 46-2111

## ～住宅の耐震化等を支援しています～

村では、災害から身を守る対策として様々な補助を行っております。  
これから来ると予想される南海トラフ大地震等に備え、是非ご活用ください。

### ■住宅耐震改修事業

村では、住宅の耐震化に対する費用等について支援しています。

この事業は、①耐震診断→②耐震改修設計→③耐震改修工事の段階ごとに実施します。

#### ①耐震診断

- ・昭和56年5月以前\*1に建築された住宅を対象に県に登録している耐震診断士が耐震診断を行います。
- ・50,000円まで補助
- ・3,000円自己負担

#### ②耐震改修設計

- ・耐震診断の結果、耐震性に問題がある住宅に対して耐震改修の設計を行います。
- ・205,000円まで補助

#### ③耐震改修工事

- ・②の耐震改修設計に基づいて、耐震改修の工事を行います。
- ・925,000円まで補助

### ■ブロック塀等耐震対策事業

#### ブロック塀の除去・改修

- ・道路や避難路等に面している倒壊の危険性の高いブロック塀について、撤去及び安全性の高いフェンス等への改修を行います。
- ・205,000円まで補助

### ■老朽住宅除去事業

#### 老朽住宅等の除却

- ・災害等での倒壊により周囲の住宅や、県道、村道、避難路に被害や危険を及ぼす恐れのある、空き家等の除却を行います。
- ・1,625,000円まで補助

※1 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(戸建、長屋及び共同住宅で併用住宅を含み持家、賃家を問わない)

※詳しくは農林業建設課までお問い合わせください。

問い合わせ先  
三原村役場 農林業建設課  
☎ (0880)46-2111

# 狩猟免許試験について

## 猟友会が実施する初心者講習会

場 所	日 時		会 場	実施する講習
安芸市	12月16日(日)	9時	安芸市民会館	わな猟
土佐町	1月 5日(土)	9時	土佐町保健福祉センター	わな猟
高知市	1月20日(日)	9時	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟 第二種銃猟 わな猟

- 講習は午前9時30分より午後5時まで(受付は9時から)  
※講習終了時間は受講人数や受講種類によって前後することがあります。
- 受講料 7,000円(※テキスト代含む)
- 当日は筆記用具をご持参ください。
- 初心者講習会の申し込みは各地区猟友会へ  
※定員は各会場50名まで  
※各試験日の10日前までに猟友会へ必着するよう申請してください。

◎初心者講習会 申し込み・問合せ先…TEL (088)856-6641  
〒780-0901 高知市上町2丁目7-2 一般社団法人 高知県猟友会  
初心者講習会の申込書は猟友会ホームページよりダウンロードできます。  
ホームページ <http://www.kochi-ryoyu.com/>

## 県が実施する狩猟免許試験

場 所	日 時		会 場	実施する講習
安芸市	12月20日(木)	10時	安芸市民会館	わな猟
土佐町	1月12日(土)	10時	土佐町保健福祉センター	わな猟
高知市	1月26日(土)	10時	高知県立ふくし交流プラザ	第一種銃猟・第二種銃猟
	1月27日(日)			わな猟

試験申請手数料 5,200円(一部免除者は 3,900円)

※各試験日の10日前までに高知県猟友会または県へ必着するよう申請してください。

◎狩猟免許試験 申し込み・問合せ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 (県本庁舎 3階)

高知県 鳥獣対策課 TEL (088)823-9042

または、一般社団法人高知県猟友会までお問合せください。

試験申請書等は鳥獣対策課ホームページよりダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/070201/>

## ～狩猟免許試験のご案内～

上記のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

【受験料】初心者：5,200円 一部免除者：3,900円

【申請書配布場所】県庁鳥獣対策課、各地区猟友会、(市町村役場農林課等)

(県庁鳥獣対策課ホームページよりダウンロード可能です)

【申請方法】各試験日の締切日までに必着するよう持参または郵送

## 林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求について

林業の仕事に従事されたことがあり、当時、林退共制度に加入していた方、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、お気軽に最寄りの支部又は本部へお問い合わせ下さい。また、林退共事業本部では、被共済者の方に確実に退職金を受け取っていただくことを目的として、現況調査、アンケート調査を実施しておりますので、ぜひ調査にもご協力いただきますようお願い申し上げます。

<問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

ニッセイ池袋ビル

電話03-6731-2889 F A X 03-6731-2890

・詳しくはホームページでもご案内しております。

<http://www.rintaikygo.taisyokukin.go.jp/>

## 放送大学 入学生募集のお知らせ

○放送大学は、4月入学生を募集しています。

○10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学高知学習センター

(☎088-843-4864)までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月17日まで。

## 常勤講師(期限付講師)・非常勤講師(時間講師)の募集

職務内容	○常勤講師は、公立小・中学校、県立学校の欠員・産休・育休・病休等の補充教員として勤務します。 ○非常勤講師は、高等学校の教科・科目の授業時間だけ勤務します。
雇用期間	○常勤講師は、欠員・産休・育休・病休等の補充の期間(最長約1年間) ○非常勤講師は、最長約1年間、週当たり数時間から十数時間まで
資格	採用時において有効な教員免許状(臨時免許状を含む)を有する者
待遇	○常勤講師の場合 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)に準じて支給します。 大学新卒(22歳)で基本給約20万円、その他通勤手当、期末手当、勤勉手当等諸手当あり ○非常勤講師の場合 時給約3千円、その他交通費相当額
志願書・募集要項の配布場所	高知県教育委員会事務局 教職員・福利課、高知県教育センター本館、東部教育事務所・中部教育事務所・西部教育事務所、高知県東京事務所・大阪事務所・名古屋事務所及び市町村(学校組合)教育委員会事務局 なお、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課の下記のホームページから、志願書等の応募書類の様式をダウンロードすることもできます。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/</a>
応募方法	募集要項の「応募の手続」に従って、志願書、申告書等を、高知県教育委員会事務局 教職員・福利課に提出してください。
提出期間	平成31年4月当初の採用を希望する場合は、平成30年10月1日(月)から平成31年2月15日(金)までの期間内に提出してください。 なお、年度途中の採用については、平成31年2月16日(土)以降も応募を受け付けます。
[問い合わせ先] 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当(田上・葛原) 電話:088-821-4903 住所:〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52	

## 相続登記相談のお知らせ

高知県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、相続登記の他、遺産分割、遺言、法定相続情報証明制度等、相続に関する様々なご相談に司法書士がお答えする無料相談会を開催します。

三原村近隣の会場は左記のとおりです。予約不要ですので、ぜひお気軽にご利用ください。

### ▽日時

平成31年2月2日(土) 10時～15時

### ▽場所

- ・土佐清水市中央公民館  
(土佐清水市天神町11番15号)
- ・三原村農業構造改善センター  
(幡多郡三原村宮ノ川1130番地)

■問 高知県司法書士会総合相談センター  
TEL 088-825-3143

## 認知症予防教室開催のお知らせ

聖ヶ丘病院で認知症予防の講座&座談会を開催します。

1月は『知っ得!! 地域包括支援センターのお仕事あれこれ』で、地域包括支援センター職員がお話します。事前の申込は不要です。どなたでもお気軽にご参加ください。

日時:平成31年1月25日(金) 14時～15時

開催場所:宿毛市押ノ川1196 医療法人祥星会

聖ヶ丘病院 作業療法室

参加費:無料

駐車場:有

お問い合わせ:聖ヶ丘病院 地域連携室

中野・長尾

電話番号:0880-63-2146(病院代表)



# 自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・予備自衛官補)

※自衛官候補生の応募資格(年齢)が変更されました!



## 【自衛官候補生】

- 【身分】 特別職国家公務員(自衛隊員)
- 【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満から、18歳以上33歳未満に変更  
ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に  
達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限ります。
- 【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。
- 【試験期日】 受付時にお知らせします。
- 【給与等】 (月額)131,800円、自衛官任官後(約3ヶ月後)から 167,700円 平成30年1月1日現在
- 【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給  
されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。
- 【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

## 【予備自衛官補一般・技能】

- 【身分】 非常勤の特別職国家公務員
- 【受験資格】 (一般)18歳以上34歳未満  
(技能)18歳以上53~55歳未満(資格内容により異なります。)  
※技能公募につきましては、各種資格が必要となります。  
下記連絡先までお問い合わせ下さい。
- 【試験種目】 (一般)筆記試験(国語、数学、理科、社会、英語及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査  
(技能)筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 【受付期間】 平成31年1月初旬~平成31年3月中旬予定
- 【試験期日】 平成31年4月初旬予定
- 【手当等】 日額7,900円(教育訓練参加日数分支給)  
自宅から訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

**お問合せ 防衛省 自衛隊高知地方協力本部 四万十地域事務所**  
電話番号 0880-35-3096

## 当直医療機関

休日当直日	四万十市	宿毛市	土佐清水市
12月31日(月)	幡多病院 0880-34-6211	川村内科クリニック 0880-66-2911	渭南病院 0880-82-1151
1月 1日(火)	中村病院 0880-34-3177	幡多けんみん病院 0880-66-2222	松谷病院 0880-82-0001
1月 2日(水)	中村クリニック 0880-34-5100	聖ヶ丘病院 0880-63-2146	渭南病院 0880-82-1151
1月 3日(木)	さくらクリニック 0880-35-2555	田村内科クリニック 0880-63-1668	渭南病院 0880-82-1151

## 幡多地区年末年始休日救急歯科診療 当番医療機関

12月30日(日)	西町歯科医院	宿毛市西町2-20-15	0880-65-0001
12月31日(月)	安岡歯科診療所	土佐清水市下ノ加江216	0880-84-0002
1月 1日(火)	前田歯科矯正歯科	宿毛市萩原1-31	0880-63-3803
1月 2日(水)	山本歯科診療所	四万十市中村山手通31	0880-35-2656
1月 3日(木)	京町歯科診療所	四万十市中村大橋通3-24-1	0880-34-2258

平成30年度三原村

# どぶろく・農林文化祭

11月3日(土)

司会進行 ツーライス

農業構造改善センターで三原村どぶろく・農林文化祭が開催されました。

おなじみのどぶろく振る舞い酒や早飲み競争、丸太切りや長い太巻き作りの他に、県立中村中学校の書道パフォーマンスや大月町とのコラボ企画、軽トラ市などが行われ、大勢の人で賑わうイベントになりました。  
また、今年と同様に星ヶ丘公園においてリンドウのしらべイベントが行われており、大勢の方がリンドウの見学に来ました。

